



枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件 新旧対照表  
 ○枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和49年8月6日農林省告示第757号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法</b></p> <p><b>1 適用範囲</b> この格付の表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び第30条第1項の規定に基づき行う枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</p> <p><b>2 引用規格</b> 次に掲げる引用規格は、この格付の表示の様式及び表示の方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの格付の表示の様式及び表示の方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。  <u>JAS 0600-1 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材－第1部：一般要求事項</u></p> <p><b>3 格付の表示の様式</b>  <b>3.1 甲種枠組材</b> 格付の表示の様式は図1とし、次のa)～h)のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>図1－甲種枠組材の格付の表示の様式</p> <p>a) <u>A</u>は、25 mm 以上としなければならない。              b) <u>B</u>は、<u>A</u>の9/10としなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法</b></p> <p><b>1 適用範囲</b> この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び第30条第1項の規定に基づき行う枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</p> <p>（新設）</p> <p><b>2 格付の表示の様式</b>  <b>2.1 甲種枠組材</b> 格付の表示の様式は図1とし、次のa)からg)までのとおりとする。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>図1－甲種枠組材の格付の表示の様式</p> <p>a) <u>円の外径</u>は、25 mm 以上としなければならない。              b) <u>円の縁の幅</u>は、<u>円の外径の1/20</u>としなければならない。</p>

- c) JAS の文字の高さは、A の 3/10 としなければならない。
- d) 等級の文字の高さは、A の 2/5 としなければならない。なお、JAS 0600-1 の箇条 5 の表示に従って品名及び等級を記載した場合は、図 1によらず、等級を省略してもよい。
- e) その他の文字の高さは、A の 1/5 としなければならない。
- f) 性能区分及び薬剤名は、JAS 0600-1 の箇条 5 の表示に規定する表示の方法により記載しなければならない。
- g) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- h) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、JAS 0600-1 の箇条 5 の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してもよい。また、図 1によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

### 3.2 乙種枠組材

格付の表示の様式は図 2とし、次の a)~i)のとおりとする。

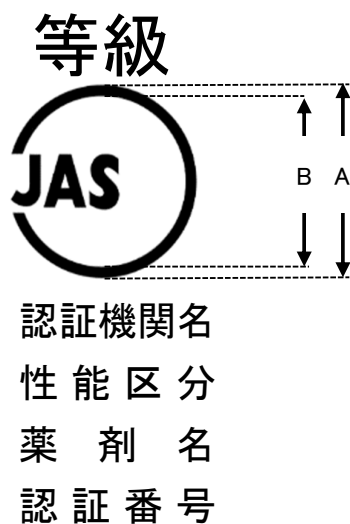


図 2—乙種枠組材の格付の表示の様式

- a) A は、25 mm 以上としなければならない。
- b) B は、A の 9/10 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、A の 3/10 としなければならない。
- d) 等級の文字の高さは、A の 2/5 としなければならない。なお、JAS 0600-1 の箇条 5 の表示に従って品名及び等級を記載した場合は、図 2によらず、等級を省略してもよい。
- e) その他の文字の高さは、A の 1/5 としなければならない。
- f) 等級を表す文字は、コンストラクションにあつては“CONST”と、スタンダードにあつては“STAND”と、ユティリティにあつては“UTIL”としなければならない。

- c) JAS の文字の高さは、円の外径の 3/10 としなければならない。
- d) 等級の文字の高さは、円の外径の 2/5 としなければならない。
- e) その他の文字の高さは、円の外径の 1/5 としなければならない。
- f) 性能区分及び薬剤名は、JAS 0600-1 に規定する表示の方法により記載しなければならない。
- g) 認証機関名は、略称を記載することができる。  
(新設)

### 2.2 乙種枠組材

格付の表示の様式は図 2とし、次の a)から h)までのとおりとする。



図 2—乙種枠組材の格付の表示の様式

- a) 円の外径は、25 mm 以上となければならない。
- b) 円の縁の幅は、円の外径の 1/20 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、円の外径の 3/10 としなければならない。
- d) 等級の文字の高さは、円の外径の 2/5 としなければならない。
- e) その他の文字の高さは、円の外径の 1/5 としなければならない。
- f) 等級を表す文字は、コンストラクションにあつては“CONST”と、スタンダードにあつては“STAND”と、ユティリティにあつては“UTIL”となければならない。

- g) 性能区分及び薬剤名は、JAS 0600-1 の箇条 5 の表示に規定する表示の方法により記載しなければならない。
- h) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- i) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、JAS 0600-1 の箇条 5 の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してもよい。また、図 2 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

### 3.3 MSR 枠組材

格付の表示の様式は図 3 とし、次の a)～e)のとおりとする。

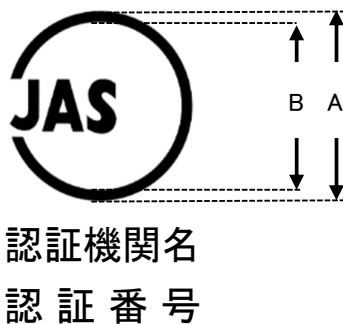
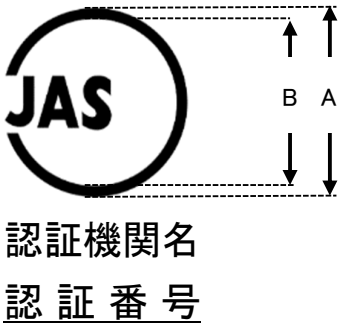


図 3—MSR 枠組材の格付の表示の様式

- a) A は、25 mm 以上としなければならない。
- b) B は、A の 9/10 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、A の 3/10 としなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- e) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、JAS 0600-1 の箇条 5 の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してもよい。また、図 3 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

### 3.4 たて枠用たて継ぎ材

格付の表示の様式は図 4 とし、次の a)～e)のとおりとする。



- g) 性能区分及び薬剤名は、JAS 0600-1 に規定する表示の方法により記載しなければならない。
- h) 認証機関名は、略称を記載することができる。  
(新設)

### 2.3 MSR 枠組材

格付の表示の様式は図 3 とし、次の a)から d)までのとおりとする。



図 3—MSR 枠組材の格付の表示の様式

- a) 円の外径は、25 mm 以上としなければならない。
- b) 円の縁の幅は、円の外径の 1/20 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、円の外径の 3/10 としなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載することができる。  
(新設)

### 2.4 たて枠用たて継ぎ材

格付の表示の様式は図 4 とし、次の a)から d)までのとおりとする。



図4—たて枠用たて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) Aは、25 mm 以上としなければならない。
- b) Bは、Aの9/10としなければならない。
- c) JASの文字の高さは、Aの3/10としなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- e) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、JAS 0600-1の箇条5の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してもよい。また、図4によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

### 3.5 甲種たて継ぎ材

格付の表示の様式は図5とし、次のa)~f)のとおりとする。



図5—甲種たて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) Aは、25 mm 以上としなければならない。
- b) Bは、Aの9/10としなければならない。
- c) JASの文字の高さは、Aの3/10としなければならない。
- d) 等級の文字の高さは、Aの2/5としなければならない。なお、JAS 0600-1の箇条5の表示に従って品名及び等級を記載した場合は、図5によらず、等級を省略してもよい。
- e) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- f) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、JAS 0600-1の箇条5の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してもよい。また、図5によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

### 3.6 乙種たて継ぎ材

格付の表示の様式は図6とし、次のa)~g)のとおりとする。

図4—たて枠用たて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) 円の外径は、25 mm 以上としなければならない。
- b) 円の縁の幅は、円の外径の1/20としなければならない。
- c) JASの文字の高さは、円の外径の3/10としなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載することができる。  
(新設)

### 2.5 甲種たて継ぎ材

格付の表示の様式は図5とし、次のa)からe)までのとおりとする。



図5—甲種たて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) 円の外径は、25 mm 以上としなければならない。
- b) 円の縁の幅は、円の外径の1/20としなければならない。
- c) JASの文字の高さは、円の外径の3/10としなければならない。
- d) 等級の文字の高さは、円の外径の2/5としなければならない。
- e) 認証機関名は、略称を記載することができる。  
(新設)

### 2.6 乙種たて継ぎ材

格付の表示の様式は図6とし、次のa)からf)までのとおりとする。

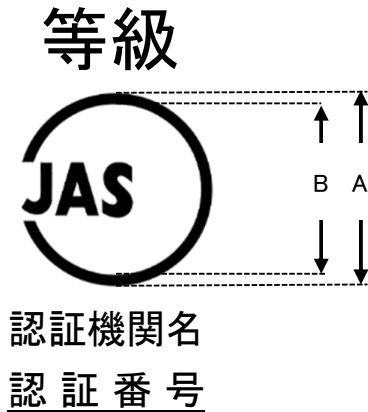


図 6—乙種たて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) Aは、25 mm 以上としなければならない。
- b) Bは、Aの 9/10 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、Aの 3/10 としなければならない。
- d) 等級の文字の高さは、Aの 2/5 としなければならない。なお、JAS 0600-1 の箇条 5 の表示に従って品名及び等級を記載した場合は、図 6によらず、等級を省略してもよい。
- e) 等級を表す文字は、コンストラクションにあつては“CONST”と、スタンダードにあつては“STAND”と、ユティリティにあつては“UTIL”としなければならない。
- f) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- g) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、JAS 0600-1 の箇条 5 の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してもよい。また、図 6によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

### 3.7 MSR たて継ぎ材

格付の表示の様式は図 7とし、次の a)～e)のとおりとする。

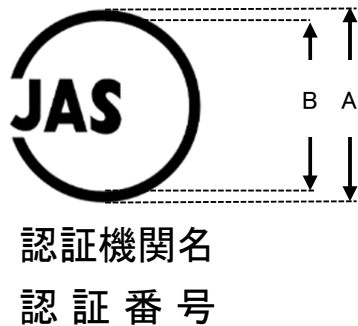


図 7—MSR たて継ぎ材の格付の表示の様式



図 6—乙種たて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) 円の外径は、25 mm 以上としなければならない。
- b) 円の縁の幅は、円の外径の 1/20 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、円の外径の 3/10 としなければならない。
- d) 等級の文字の高さは、円の外径の 2/5 としなければならない。
- e) 等級を表す文字は、コンストラクションにあつては“CONST”と、スタンダードにあつては“STAND”と、ユティリティにあつては“UTIL”としなければならない。
- f) 認証機関名は、略称を記載することができる。  
(新設)

### 2.7 MSR たて継ぎ材

格付の表示の様式は図 7とし、次の a)から d)までのとおりとする。



図 7—MSR たて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) Aは、25 mm 以上としなければならない。
- b) Bは、Aの9/10としなければならない。
- c) JASの文字の高さは、Aの3/10としなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載してもよい。

e) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、JAS 0600-1の箇条5の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また、図7によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

#### 4 格付の表示の方法

各本に、格付の表示を在庫管理により使用数の管理が可能な証票、又は工場の建屋や床に固定され容易に移動できない印字機により、JAS0600-1の5.1の表示事項と同一面で見やすい箇所に明瞭に付さなければならない。

- a) 円の外径は、25 mm 以上としなければならない。
- b) 円の縁の幅は、円の外径の1/20としなければならない。
- c) JASの文字の高さは、円の外径の3/10としなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載することができる。

(新設)

#### 3 格付の表示の方法

各本ごとに、材面の見やすい箇所に付さなければならない。